

令和8年度 県営住宅「家賃減免」についてのご案内

みなさまの家賃への減免適用は、令和8年3月で終了します。

4月以降、減免適用をご希望の方は、以下の申請手続きを行ってください。

提出書類

「県営住宅家賃減免申請書」と収入を証する書類など

裏面をよく確認してから申請してください。不備があると減免を受けられません。

提出期限（4月から減免適用を希望する場合）

令和8年3月6日（金）必着

※必要な書類がすべてそろっている場合のみ有効です。

※期限以降に提出された場合は、5月以降に適用となります。

提出方法・提出先

同封の返信用封筒にて「群馬県住宅供給公社管理課」あて郵送

※原則、郵送でお願いします。

家賃減免を受けられる世帯等の概要

◆対象世帯

①ひとり親世帯：配偶者のいない方で20歳未満の児童を扶養している世帯

②高齢者等世帯：名義人が60歳以上、同居者がいる場合は全員18歳未満又は60歳以上の世帯

③障害者等世帯：障害者等手帳（※）をお持ちの方がいる世帯

※身体障害者1～4級・精神障害者保健福祉1～2級・療育A、B1、B中

④その他特別な事情により家賃の支払いが困難な世帯など（公社までご相談ください）

◆収入基準

非課税の年金や各種手当を含む世帯収入の月額が52,000円以下であること

〈お問い合わせ先〉

〒371-0025

前橋市紅雲町一丁目7番12号

群馬県住宅供給公社 管理部管理課

☎ 027-223-5811（音声ガイダンス1→1）

群馬県住宅供給公社 HP

書類のダウンロードができます。（一部のぞく）
必要に応じてお使いください。



【必ず提出していただく書類】

対象	必要書類	備考
全員	県営住宅家賃減免申請書（同封）	記入例を参考に記入してください。

【当てはまる場合に提出していただく書類】

対象	必要書類	備考
① 年金を受給している方（公的年金・企業年金等）	令和7年分公的年金等源泉徴収票（コピーまたは電子データをプリントしたもの）	複数ある場合は全部必要です。 ※年金機構等より1月中旬頃から順次、郵送されます。
② 令和7年中に給与収入がある（あった）方	令和7年分給与所得の源泉徴収票（コピーまたは電子データをプリントしたもの）	複数ある場合は全部必要です。 ※退職している場合も必要です。 ※就職日の記載がある場合は、この他に「給与支払証明書」が必要です。（⑧参照） ※手書きの場合は社印が押されたものが必要です。
③ 確定申告をする方（自営業等の方）	令和7年分確定申告書の控え（コピーまたは電子データをプリントしたもの）	税務署に提出済みのもの
④ ①～③に該当せず平成22年4月1日以前に生まれた方（収入がない方等）	令和8年度（令和7年分）住民税申告書の控え（コピー）	受付済みであることが確認できるもの
⑤ 令和7年1月1日以降に退職をした方	雇用保険受給資格者証（両面のコピー） ※発行されていない場合に限り右記のいずれかの書類を提出してください。	・退職日が記載されている給与所得の源泉徴収票（コピー） ・雇用保険被保険者離職票（コピー） ・その他退職日を確認できるもの ※公社HPから「退職証明書」をダウンロードすることもできます。
⑥ 失業手当（雇用保険の基本手当）を受給している方	雇用保険受給資格者証（両面のコピー）	ハローワークで発行されるもの
⑦ 令和7年1月1日以降に自営業等を廃業した方	廃業届の控え（コピー）	税務署等に提出済みのもの
⑧ 令和7年1月2日以降に就職・転職をした方	給与支払証明書（同封）	パート・アルバイトを含む。 ※平成22年4月1日以前に生まれた方
⑨ 令和7年1月2日以降に自営業等を開始した方	収支明細書	公社HPから様式をダウンロード可 ※郵送希望の場合は公社まで連絡してください。
⑩ 遺族・寡婦・障害年金を受給している方	年金振込通知書（コピー） または預金通帳（コピー）	令和7年1月～令和7年12月までの各振込金額がわかる部分が必要です。
⑪ 年金生活者支援給付金を受給している方	給付金振込通知書（コピー） または預金通帳（コピー）	※振込通知書の場合は、令和7年中に届いたものすべてが必要です。
⑫ 児童扶養手当を受給している方（お子様が平成19年4月2日以降に生まれた場合）	児童扶養手当証書（コピー）	最新のもの ※特別な事情により受給していない場合は事前に公社まで連絡してください。
⑬ 特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当認定通知書 特別児童扶養手当額改定通知書 有期認定通知書（いずれかのコピー）	・最新のもの ・左記ほか金額を確認できるものでも可
⑭ 障害者等手帳をお持ちの方（身体・精神・療育）	障害者手帳（コピー）	有効期限内のもの
⑮ 指定難病患者に該当する方	特定医療費（指定難病）受給者証（コピー）	対象者氏名、病名、有効期限等の確認ができるページ。（有効期限内のもの）

【注意事項】

○不正の行為によって家賃の減免を受けたときは、減免の承認を取り消されるばかりでなく、お住まいの住宅の明渡しを請求される場合があります。

例：退職後に再就職した場合や手当・給付金等を受給している場合に、必要書類を提出せず収入を秘匿したとき。

必要書類を改ざん等し、または事実とは異なる書類を作成し提出したとき。

○必要に応じて、上記以外の書類も追加で提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。